

入院時の食事療養費・光熱水費の改定について

2026年6月1日より

入院時の食事療養費及び光熱水費の標準負担額が変わります

全医療機関共通の負担額の値上げとなります

入院時の食事療養費の標準負担額（患者様負担分）

所得区分		2026年5月31日まで	2026年6月1日より
69歳までの患者様	70歳以上の患者様		
一般所得者	現役並み所得者	1食 510円 (1日3食 1,530円)	1食 550円 (1日3食 1,650円)
	一般所得者		
低所得者 (住民税非課税)	低所得者Ⅱ 過去12ヶ月の入院日数が90日以内	1食 240円 (1日3食 720円)	1食 270円 (1日3食 810円)
	低所得者Ⅱ※ 過去12ヶ月の入院日数が90日超	1食 190円 (1日3食 570円)	1食 220円 (1日3食 660円)
	低所得者Ⅰ	1食 110円 (1日3食 330円)	1食 130円 (1日3食 390円)
指定難病患者又は小児慢性特定疾病児童等		1食 300円 (1日3食 900円)	1食 330円 (1日3食 990円)

※非課税期間の入院日数が直近12ヶ月間で90日を超えており、市役所等で認定を受けた場合

光熱水費の負担額（患者様負担分）【医療療養病棟に入院している65歳以上の患者様が対象】

区 分	2026年5月31日まで	2026年6月1日より
一般の方	1日 370円	1日 430円
指定難病の方等	0円	0円(据え置き)

ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます



isesaki fukushima hospital
伊勢崎福島病院